

理容所・美容所を開設されたあとは

●器具の消毒について

最近、問題となっている HIV, B 型肝炎などの感染症は、主に血液などの体液により感染します。理容師・美容師の皆さんはお仕事柄、感染の危険が高いといえます。

ご自身やご家族、また他のお客様への二次感染を避けるためにも、消毒は客一人ごとに、きちんと行ってください。

★ポイント 消毒前に器具等の毛髪、汚れ等を充分落としてから消毒すること。

消毒方法

1 カミソリ, 血液が付着している器具, 血液が付着した疑いのある器具

煮沸消毒	沸騰してから 2 分間以上煮沸
エタノール	76.9～81.4%液に 10 分間以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	0.1%液に 10 分間浸す

2 カミソリ以外で, 血液が付着している疑いのない器具 (ハサミ, クシ, ブラシ等)

1 と同様の方法	煮沸消毒, エタノール, 次亜塩素酸ナトリウムいずれかの方法
紫外線消毒	85 μ w/cm ² 以上で 20 分間以上照射
蒸気消毒	80℃以上で 10 分間以上蒸気に触れさす
エタノール	76.9～81.4%液を含ませた綿で表面を拭く
次亜塩素酸ナトリウム	0.01～0.1%液に 10 分間以上浸す
逆性石ケン	0.1～0.2%液に 10 分間以上浸す
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%液に 10 分間以上浸す
両性界面活性剤	0.1～0.2%液に 10 分間以上浸す

●手指の消毒について

手指の消毒も大切です。まず、石ケン、ブラシ等で消毒前によく洗浄します。消毒には速乾性擦式消毒剤を使用するか、消毒液中に手を浸します。消毒液中に浸す場合は、0.05～0.1%逆性石ケン液、0.05～0.2%両性界面活性剤液、0.1～0.5%グルコン酸クロルヘキシジン液などを使用し、30～60 秒もみ洗いします。

★ポイント 指爪は短く切って、いつも清潔に。

●施設の衛生面について

施設内は常に清潔にし、換気をまめに行うようにしてください。

施設内に、みだりに犬 (盲導犬を除く)、猫等の動物を入れないでください。

★ポイント 施設は 1 日 1 回清掃すること。

●無免許での理容・美容行為について

理容行為は理容師が理容所の中で、美容行為は美容師が美容所の中でしか行うことができません。

無免許での理容・美容行為は絶対にさせないでください。

●届出事項に変更が生じたら

施設の開設時に届出た内容に変更が生じた時は変更届が必要です。

(例) 従事者 (補助者を含む) の雇入れ, 解雇, 施設の改築, 増築, イス等の増減や位置の変更等

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-22

福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

電話 928-1165 FAX 928-1143